



森林管理士会会則（改訂版）

制定	平成 20 年 4 月 1 日
改訂	平成 20 年 10 月 1 日
改訂	平成 21 年 4 月 1 日
改訂	平成 22 年 5 月 7 日
改訂	平成 23 年 7 月 23 日

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 本会は、森林管理士会と称する。

（目的）

第 2 条 本会は、会員の森林等の管理運営等に関する知識、技術の向上、会員相互の交流、情報交換の促進等を図ること、並びに森林管理士の地位向上及び責任の全うを支援することを目的とする。

（事務局）

第 3 条 本会の事務局を、特定非営利活動法人日本樹木育成研究会内に置く。

（事業）

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 森林管理士の地位向上を図るため研究会、講習会、交流会等の開催
2. 森林管理士の事業運営等に関する情報交換
3. 会報（森林管理士会通信）その他刊行物の発行
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

（会員）

第 5 条 本会会員は、特定非営利活動法人日本樹木育成研究会 森林管理士に登録した者で、本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを行った者をいう。

第 3 章 役 員

（役員）

第 6 条 本会に役員として理事 1 2 人を置く。任期は 2 年とする。

- 2 理事は本会の会員の中から選任する。但し、自薦、他薦を問わない。
- 3 理事のうち、5 人を常任理事、1 人を会長、1 人を副会長、1 人を会計とする。
- 4 常任理事と会長、副会長、会計の重任を妨げない。

（職務）

第 7 条 理事は、本会の目的達成のため、その業務を遂行する

2. 本会に顧問を置くことができる。但し、選任は理事会で決定し総会に図るものとする。

第4章 総会

(総会の開催)

第8条 総会は、会長が召集し、議長となる。

2. 総会は、通常総会と臨時総会とする。
3. 通常総会は、毎年度1回開催する。
4. 臨時総会は、必要に応じて開催する。
5. 総会及び臨時総会は会員総数の3分の1以上の出席がなければ議決することができない。

第5章 理事会

(理事会の開催)

第9条 理事会は、理事の招集で開催する。

- 2 理事の退任は本人の申出とし、理事会で了承を得るものとし、直近の総会で発表する。

第6章 会計

(会費)

第10条 本会は、会費をもって運営費に当てる。

但し、個別事業において必要があるときは、その都度、参加費等を徴収することができる。

- 2 会費は、1年間（4月1日から翌年3月末日まで）1万円とする。
- 3 会費未納者は、年3回の勉強会参加費について、1回当たり3千円を支払うこととする。

(会計・監査)

第11条 本会は、会計の理事を置く。

ただし、個別事業において必要があるときは、その都度、会計を行うことができる。

- 2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 本会の収支計算書等の収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、会計が作成し、幹事の監査を受け、総会に報告し議決を経るものとする。
- 4 会計上、余剰金を生じた場合は次年度に繰り越すものとする。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第12条 会則の変更は、定数を満たした総会又は臨時総会へ出席した会員の2分の1以上の議決により変更することができる。但し、緊急を要する場合は、理事の協議で変更でき、直近の総会で議決を得るものとする。

附則第1号 発足当初の会則は、森林管理士会事務局において作成する。

第2号 発足当初の会長は吉澤光三氏、副会長は高田林平氏とし幹事は会長の指名による。任期は、平成22年度の最初の総会で会長が選任されるまでとする。但し、任期満了前でも会長は次期会長及び副会長を指名することができる。

第3号 発足当初の会長は、会長退任後、顧問に就任する。